

別紙

騒音、振動の発生施設を設置する建物の概要

建物の配置図		別紙図面のおり		
敷地面積 (m ²)		1,800 m ²		
施設を設置する建物	建物の名称等	第1工場	敷地内に複数の建物がある場合は、「工場」や「棟」等、建物の名称を記載	
	階数	3階		
	構造	RC		
	建築面積 (m ²)	960 m ²		
	床面積 (m ²)	2,880 m ²		
	作業場面積 (m ²)	2,880 m ²	工事開始日の30日前までに提出できない場合は遅延理由書を添付	

工事の着手年月日 平成29年7月1日	工事の完成年月日 平成29年9月30日	特定施設等の使用開始年月日 平成29年10月1日
規制基準に定める騒音に関する地域区分の別	第3種区域(北面マイナス5dB)	
規制基準に定める振動に関する地域区分の別	第2種区域(北面マイナス5dB)	

50m以内に学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、人保連携型認定こども園が所在する場合は規制基準値よりマイナス5dB

備考 この様式は、すべての場合について記入すること。

騒音・振動の防止の方法

1 騒音・振動の防止の方法

(1) 騒音対策

- ・ALC建室内に設置する。 詳細は、別紙1のとおり。
- ・パッケージタイプを使用する。 詳細は、別紙2のとおり。
- ・窓、扉、シャッターを閉めて作業を行う。 詳細は、別紙3のとおり。

(2) 振動対策

- ・パッケージは、コンクリート床面に厚さ10mmの防振ゴムを敷き設置する。 詳細は、別紙4のとおり。
- ・弾性指示バネ、地盤バネにて振動を防止する。 詳細は、別紙5のとおり。
- ・防振嵩、防振壁にて振動が伝播を抑制する。 詳細は、別紙6のとおり。

2 評価

(1) 騒音予測値

詳細は、別紙7のとおり。

・東面敷地境界地点1

予測値47dBで昼間65dB、朝夕60dB、夜間50dBの規制基準を満たしている。

・南面敷地境界地点2

予測値48dBで昼間65dB、朝夕60dB、夜間50dBの規制基準を満たしている。

・西面敷地境界地点3

予測値45dBで昼間65dB、朝夕60dB、夜間50dBの規制基準を満たしている。

・北面敷地境界地点4

予測値43dBで昼間60dB、朝夕55dB、夜間45dBの規制基準を満たしている

(2) 振動測定値

詳細は、別紙8のとおり。

・東面敷地境界地点1

測定値49dBで昼間65dB、夜間60dBの規制基準を満たしている。

・南面敷地境界地点2

測定値58dBで昼間65dB、夜間60dBの規制基準を満たしている。

・西面敷地境界地点3

測定値55dBで昼間65dB、夜間60dBの規制基準を満たしている。

・北面敷地境界地点4

測定値54dBで昼間60dB、夜間55dBの規制基準を満たしている。

予測値の根拠となる資料、各敷地境界地点を示した地図の添付
既に設置完了している場合は、敷地敷地境界点にて実測した数字を記載

備考1 施設の構造については、カタログ又は概略図を添付すること。

2 工場等の建物の壁、屋根、窓、戸又は塀等の材質及び長さ、高さ、厚さ等については、図面に記入したものを添付すること。

3 騒音、振動の防止の方法に記載したことについては、できるかぎり図面、表等を添付すること。

4 工場等の付近の見取図については、周辺100メートル程度のものを添付すること。

5 工場内の施設配置図を添付すること。

6 作業工程図を添付すること。

パンフレットの届出一覧表に記載されている名称を記載

メーカー名、型式番号を記載

記載例

騒音、振動の発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法

特定施設の種類の	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)	対象法令	図面番号 設備番号
空気圧縮機		15~30kw	5	9:00	20:00	法 騒音 法 振動	
圧縮機 (冷凍機)		12.1~30kw	3	9:00	20:00	条例 騒音	
ディーゼルエンジン		3.75kw	1	9:00	20:00	条例 騒音	
		合計	9				
内訳							
空気圧縮機	社製 PR-230	30kw	2	9:00	20:00	法 騒音 法 振動	1 1~2
空気圧縮機	×社製 PE-150	15kw	3	9:00	20:00	法 騒音 法 振動	1 3~5
		小計	5				
圧縮機 (冷凍機)	社製 PR-300	30kw	2	9:00	20:00	条例 騒音	2 6~7
圧縮機 (冷凍機)	×社製 PX-500	7.3kw+4.8kw	1	9:00	20:00	条例 騒音	2 8
		小計	3				
ディーゼルエンジン	×社製 PHAR-30	3.75kw	1	9:00	20:00	条例 騒音	2 9
		小計	1				
		合計	9	法対象 5 条例対象 4			

発電機については、発電能力ではなく、エンジンの出力を記載

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例 に基づく届出におけるチェックリスト

一度の届出で複数のされる場合については、該当する法令等の届出様式と添付様式並びにその他添付書類を2部ずつご用意ください。

例：騒音規制法及び振動規制法（空気圧縮機7.5kw）並びに県条例施設（圧縮機（冷凍機））を一度に届出する場合。

騒音規制法：特定施設設置届出書（2部）

振動規制法：特定施設設置届出書（2部）

兵庫県条例：特定施設等設置等届（2部）

必要な書類：添付様式（2部）

その他添付書類（2部）

2 設置、使用、変更に係る届出を提出する際の必要なもの

(1) 届出書様式（対象となる法令等に関するもの）

(2) 添付様式（以下のものはすべて必要となります）

以下の届出時において、必要なものが添付されているかご確認ください。

別紙 騒音、振動の発生施設を設置する建物の概要

騒音、振動の発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法（設置及び使用の届出に使用）

変更前後の騒音、振動の発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法（変更等の届出に使用）

騒音・振動の防止の方法

(3) その他添付書類

その他添付書類については、以下のものが添付されているかご確認ください。

付近見取図（届出事業所から周囲100m程度が分かる地図）

工場・事業場内建物の構造及び配置図（敷地全体が分かる図面）

特定施設配置図（建物の配置図内に特定施設配置場所を記載できる場合は不要。）

特定施設の仕様書等

（設備の能力、外観、基準騒音値・振動値が記載されているもの。）

ご不明な点等がある場合には、事前に環境保全課（06-6489-6305）にご相談ください。

以上